

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	消防活動阻害物質の追加		
担当部署	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号:03-5253-7524	e-mail:fdma,hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年4月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」(消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。))第9条の3第1項に規定するもの。以下「消防活動阻害物質」という。)については、具体の物質名を、政省令(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第一(一)～(八)、同令別表第二(一)～(十八)、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令(平成元年自治省令第2号))で指定しているところである。</p> <p>消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等が発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第9条の3第1項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。</p> <p>今般、「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)」について、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)においても、令和4年の改正により劇物に追加されたことを踏まえ、調査分析を実施したところ、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有するものであったため、消防活動阻害物質として、新たに指定することとしている。現在のように、当該物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していない状況が続いた場合、消火活動等に伴い当該物質から有害なガス等が発生した際に、甚大な被害が予測されることから、消防活動の円滑化のためにも規制を拡充するものである。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)」は、触媒や殺菌剤、農薬、染料及び洗剤の原料等に利用されているが、令和3年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)において、加熱発生ガス等の分析を実施し、検討を行った結果、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有するため、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれが認められた。現在、当該物質は消防活動阻害物質として指定されておらず、相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していないため、当該施設等で火災が発生した場合に甚大な被害が生じるおそれがある。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)」を消防活動阻害物質として新たに指定し、危険性が高い相当数量(200キログラム)以上貯蔵し、又は取り扱う施設等について、消防機関への届出を義務化することで、効率的かつ効果的な消防活動を可能とする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、資料作成・確認および査察の受け入れに2時間、担当者1名を要するものとする、当該者あたりの平均的な費用は、2,492円(担当者の時給)×2時間×1人=4,984円となる。 当該届出を行う者の数についても、現時点で見込みを示すことは困難であるが、劇物に係る届出施設の現在の件数を、当該届出を行う者の数の上限と仮定すると、11,669件(令和3年3月31日現在)が上限となる。 分析対象となる5年間の遵守費用の上限は、4,984円×11,669件×5年=2億9,079万1,480円となる。	
	(行政費用)	当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、届出1件につき受付事務・査察活動に1時間、担当者1名を要するものとする、届出を行う者1名あたりの平均的な費用は、3,383円(担当者の時給)×1時間×1人=3,383円となる。 分析対象となる5年間の行政費用の上限は、3,383円×11,669件×5年=1億9,738万1,135円となる。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、平常時の適切な査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることにより、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。これにより、火災発生時の未然防止や、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の抑制並びに火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が生じる。	
	(副次的・波及的な影響)	200キログラム以上の「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)」を貯蔵し、取り扱う施設は、届出を行うことで本規制導入後も引き続き当該物質を貯蔵し、取り扱うことが可能であり、200キログラム未満の当該物質を貯蔵し、取り扱う施設は、本規制導入後も届出を行う必要がないため、本規制導入による副次的な影響及び波及的な影響は、特段生じない。	
費用と効果(便益)の関係	今般改正を行う届出制は、消防機関が消防活動阻害物質を把握するための手段として費用の小さい規制である一方、当該規制により消防機関が事前に消防活動阻害物質の所在を把握し、平常時の査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることで、より迅速かつ適切な消防活動の実施が可能となり、火災発生時の未然防止、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大の抑制及び火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が発生する。こうしたことを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>令和3年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書(「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」(令和4年3月))において、「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。</p> <p>・令和3年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会 (https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-94.html)</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>「危険物規制事務調査」で照会している劇物の届出施設総件数の、令和4年度から令和5年度の増を、本規制導入による届出施設増と推定し、指標として設定する。</p>		
備考			